

令和4年度 第2回 大分労働局公共調達監視委員会審議概要

- 1 開催日時 令和5年2月22日（水）～令和5年3月15日（水）
- 2 開催場所 書面による審議
- 3 委員 委員長 千野 博之 弁護士
委員 古庄 研二 公認会計士
委員 松隈 久昭 大学教授
- 4 審議対象期間 令和4年5月1日から同年12月30日までの間に契約を締結した競争入札及び随意契約案件
- 5 審議対象案件 4件・・・大分労働局公共調達監視委員会審議案件
(内訳) 競争入札による公共工事・・・0件
随意契約による公共工事・・・0件
競争入札による物品・役務等・・・4件
随意契約による物品・役務等・・・0件
- 6 抽出状況 大分労働局公共調達監視委員会設置要綱第6条及び第7条に基づき対象案件を抽出した。
- 7 委員からの意見・質問に対する回答等

様式3 競争入札によるもの（物品・役務等）

【整理No.1】令和4年度マイナンバーカード受付システム（仮称）の導入

- ①（委員）仕様書で要求したタブレット端末は、機種指定だったのでしょうか。または、性能の指定だったのでしょうか。予定価格は、具体的に、どのように算定されたのでしょうか。落札金額が、予定価格の50.9%であったことに対して、契約前に仕様書の要件を満たす納品が可能であるか、また、なぜ低い価格での納品が可能であるのか、調査を行いましたか。

【意見】今回、入札価格の金額に大きな差があり、落札金額が予定価格の50.9%となったことについて、仕様が具体的でなかったことで、業者側が想定する機種に幅が生じ、価格差が大きくなったということはなかったでしょうか。落札金額が予定価格よりも著しく低かった場合に、契約前に仕様書の要件を満たす納品が可能であるか、また、なぜ低い価格での納品が可能であるのかについて、調査を行う仕組みの整備が必要と考えます。

（回答）仕様書で要求したタブレット端末は、機種指定ではなく、性能の指定をしております。予定価格について、タブレット端末とプリンタを除く品目は、インターネットにて公表されている定価に、調達予定数量をかけて合算した金額に対して、人件

費及び運送費、半導体不足による対象品の高騰及び全国の労働局が同時期に調達を行っていることを考慮し、15%上乗せして算定しております。また、タブレット端末とプリンタについては、定価がオープン価格として公表されているため、マイナンバー受付システムの動作確認に利用した本省モデル単価に、調達予定数量をかけて合算した金額に対して、上記理由から15%上乗せして算定しております。なお、本件入札は参考銘柄以外のもので応札することを認めており、その場合は、カタログ等を提出してもらうことで、契約前に仕様を満たしているかどうかを確認しております。また、事業所から提出されたカタログ等の証明資料及びインターネットでの調査から、低い価格での納品が可能である理由も併せて確認しており、今回においては、他の業者は参考銘柄で応札したのに対し、契約業者は、仕様を満たすより安価な機器を用意したからだと考えております。

②（委員）落札業者のみが極端に入札金額が低いのは、どのような原因があると思われるか。

（回答）価格差の原因は、他の業者が参考銘柄で応札したのに対し、落札業者は仕様を満たす証明書類を提出した上で、より安価な機器を用意したからだと考えております。本件入札は、仕様書において機器の機種を指定しているものではなく、性能の指定をしております。そのため、仕様書には参考銘柄として機種を記載しておりますが、性能を満たしていることを証明するカタログ等を提出していただければ、それ以外の機種についても応札を認めております。

【整理No.2】大分公共職業安定所外14拠点における無線LAN環境構築作業一式

①（委員）入札説明書を受領した3者のうち、最終的に応札しなかった業者が2者あったため、結果的に1者の入札となりましたが、応札しなかった理由を確認されていますでしょうか。確認されている場合は、その内容をご説明願います。

（回答）辞退された2者の辞退理由は以下のとおりです。

A社 「調達対象機器が不足しており納期の確約ができない」

B社 「回線の引き込み作業を伴う工事までは対応できない」

②（委員）入札者が1者だけで、しかも1回目入札金額が予定価格を上回ったということは予定価格の設定に問題があったということではないのか。

（回答）半導体等の不足から機器の調達が困難な環境であったことや、無線LAN環境を構築するためにネット回線の引き込み工事等が必要であったことから、入札に応じられる業者が少なかったものと思料します。また、予定価格は、2者から概算見積もりを徴取して平均価格を参考に計上しましたが、マイナンバーシステムに係るものとして全国的に同内容の調達を行っており、対象となるスペックの機器が不足する状況となったことや、コロナ禍等における人件費や運送費等の高騰が予測を上回ったため1回目は不落札となったところです。しかし、2回目の応札で落札されたため、予定価格の設定は困難ではあったものの、適正価格で調達を行えたと考えます。

【整理No.3】大分及び別府公共職業安定所の自動窓口受付システム

- ①（委員） 予定価格調書の積算の基礎に記載されている「それに調達規模を考慮して3乗した金額に人件費、運搬コストの上昇を考慮した加算率（15%）を加えた金額を予定価格とした」について、具体的に、どのような計算をしたのでしょうか。また、加算率15%の根拠は何でしょうか。

【意見】 物価上昇傾向にあるので、物価上昇率を予定価格にどのように反映させるのかについて、労働局の考え方を整理することが必要と考えます。

（回答） 加算率については、コスト上昇率≒11%（9月の前年度物価上昇率4%、運搬に関するガソリン価格上昇率2.7%、最低賃金上昇率3.9%）に、物価上昇傾向にあることを考慮し、実際の納品月までの時間差による価格上昇を4%程度と予測して見積もりました。コピー用紙のように年に複数回の値上げが実施される品目もあり、物価上昇率を予定価格に反映させることが困難な状況ではありますが、全体的には昨年度と比べ15～20%程度は物価上昇が起きているであろうと予測を立てながら予定価格の積算を行っています。

- ②（委員） 5ページの「予定価格調書」の「積算の基礎」のところの「調達規模を考慮して3乗した金額…」という記述があります。3乗することは一般的な方法と推察できませんが、説明をお願いします。

（回答） 過去の調達実績として使用した中津所および宇佐所の平均調達品目数は、発券機1台・表示器3台・操作機8台でした。今回調達を行った大分所や別府所は窓口数が多く、必要となる機器数は発券機3台・表示器6台・操作機24台であり3倍程度の差が生じていました。調達規模を、窓口数や必要な機器数から計上したため、3乗した金額を積算の基礎としました。

【整理No.4】 日田公共職業安定のトイレ改修工事一式

- ①（委員） 予定価格調書の積算根拠は、「業者聞き取り」と記載されていますが、具体的には業者見積りの取得でしょうか。その場合の取得先等の内容をご説明願います。（業者見積りでない場合は、その具体的な方法をご説明願います）

【意見】 予定価格の積算根拠について、業者聞き取り（業者見積り）の場合、その内容の妥当性を確認する仕組みを整備することが重要と考えます。

（回答） 当局では過去にトイレ改修工事の実績がなかったため、他局で同内容の調達がないかリサーチを行い、実施歴のあった鹿児島局及び広島局に仕様内容等の提供を依頼しました。仕様書を作成する上での疑問点や確認しておくポイントは、他局の協力もあり明確になりましたが、予定価格については物価や人件費の高騰が続く中で、他局とは仕様の相違や人件費等の地域的な価格差もあり、積算の材料とすることは困難であると判断しました。そのため、地元業者に現地での立ち合いを依頼して、工期や調達品目の納期等を含め相談を行い、あくまで参考である旨を伝えたくて見積もりを徴取して積算の根拠といたしました。

②（委員）この改修工事は、神奈川県が業者が施工したのでしょうか。再委託（契約書 15 条）の問題はなかったのでしょうか。

（回答）契約は神奈川県にある本社と締結しましたが、工事は同社の福岡支店の施工となります。